

現行	改正内容
1. 技術移転法に基づいて技術信託管理業の許可を得た「技術信託管理機関」に対する特許登録料減免制度：無	○ 中小企業等が技術信託管理機関に委託した特許権等に対する特許（登録）料の減免（新設） ※4 年次分以上の年次登録料 50%減免
2. 特許審判国選代理人が選任された当事者に対する審判請求料減免規定：無	○ 特許審判国選代理人が選任された当事者に対する審判請求料免除（新設）
3. （1）特許庁が国際調査機関として英語作成による国際調査手数料：130 万ウォン	○ 120 万ウォン（10 万ウォンの引下げ） ※2019 年 10 月 9 日以降の国際出願から適用
（2）途上国の国民の国際出願に対する PCT 国際調査料減免制度：無	○ 途上国の国民の PCT 国際調査手数料の 75%減免の根拠の規定新設 ※減免対象となる国家は、特許庁長が別途告知
（3）特許庁が国際調査、又は国際予備審査を遂行した国際出願が国内段階に進入する場合、審査請求料減免 － 二つのうち、一つだけあれば 30%減免 － 二つともあれば 70%減免	○ 特許庁が国際調査報告書、国際予備審査報告書のいずれかを作成した場合に、国内段階審査請求料 70%減免
4. （1）特許権等の設定登録時に、電子文書で発給する特許（登録）証を受領する場合、登録料減免：無	○ 特許権等の設定登録時に、電子文書で発給する特許（登録）証を受領する場合、設定登録料 1 万ウォン減免 ※2023 年まで臨時的に規定
（2）電子文書で特許（登録）証を再発給する場合の手数料規定の不明確	○ 電子文書で特許（登録）証を再発給する場合の再発給手数料免除の明確化
（3）特許料等の減免対象者が共有の場合に適用する平均減免比率の計算時に、小数点以下を切り捨てる方式	○ 小数点以下を切り上げる
（4）特許権等に関する権利の抹消登録申請手数料：件別 5,000 ウォン	○ 無料